
令和2年度 主な税制改正要望の概要

令和元年8月
厚生労働省 

目 次

- 医師少数区域等に所在する医療機関への税制上の優遇措置の創設 1
- 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設（病院の再編統合など病床機能の分化・連携支援） 2
- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等 3
- 医師少数区域等における医療法人の承継税制の創設 4
- 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設 5
- 健康サポート薬局に係る税制措置の延長等 6
- 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充 7
- 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 8
- 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 9
- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 10
- 交際費課税の特例措置の延長 11

医師少数区域等に所在する医療機関への税制上の優遇措置の創設

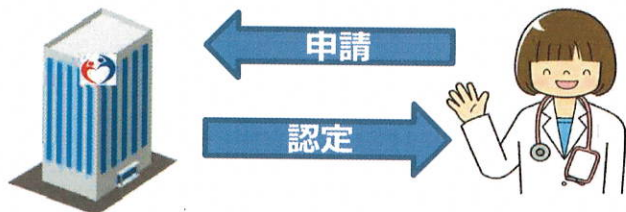
(不動産取得税、固定資産税)

1. 現状

- 2018年の医療法の改正により、医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等で一定期間勤務した者を厚生労働大臣が認定する制度が創設される。

認定制度の概要 (案)

医師少数区域等における勤務経験をもとに厚生労働大臣が認定



認定要件 (案)

<期間>

- 医師少数区域等で6か月以上勤務

<業務内容>

- 個々の患者の生活状況を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導
- 他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携
- 地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動

- 医療法改正の際、附帯決議において、**経済的インセンティブの付与**について検討することとされている。

(参考) 医療法及び医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (第196回国会閣法第60号 附帯決議)

医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な**経済的インセンティブの付与**について検討すること。

2. 要望内容

本制度が医師偏在の解消及び医師少数区域等における医療事業の継続に資するよう、**経済的インセンティブ**として、以下の条件に該当した場合に、**不動産取得税・固定資産税を減免する税制措置**を要望する。

(病院)

- 医師少数区域等に所在し、認定取得後の医師が一定数 (又は一定割合) 勤務している病院が、地域に必要な医療の提供のために資産 (機器・用地・建物及びその附属設備) を取得した場合又は既存の施設を増改築等した場合

(診療所)

- 医師少数区域等に所在し、認定取得後の医師が管理する診療所において、地域に必要な医療の提供のために資産 (機器・用地・建物及びその附属設備) を取得した場合又は既存の施設を増改築等した場合

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設（病院の再編統合など病床機能の分化・連携支援） （不動産取得税、固定資産税）

1. 現状

- 骨太2019においては、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととしている。
- 地域医療構想では、総病床数の削減や急性期機能の集約化が目指されるものの、実現のための医療機関の再編統合等においては、入院患者調整による減収や新たな不動産取得等の経済的負担が発生する。
- 地域の医療機関間での医療機能毎の再編統合等に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進する必要がある。

（参考） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

（医療・介護制度改革）

（ii）医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

…（略）…民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。

2. 要望内容

地域医療構想を推進するため、地域の医療機関間での医療機能毎の再編統合による資産等の取得が行われた場合に、不動産取得税・固定資産税を減免する税制措置等を要望する。

【対象設備】 地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づく医療機能毎の再編統合のために取得した資産（用地・建物及びその付属設備）

【対象医療機関】 不動産取得税、固定資産税の課税を受ける医療機関

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

(相続税、贈与税)

1. 現状

平成18年度医療法改正

- 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした制度改正により、平成19年度以降は「持分あり医療法人」の新規設立はできないこととなった。

平成26年度医療法改正

- 「認定医療法人制度」の創設
「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると認められた場合は、厚生労働大臣の認定を受けることができることとなった。(大臣認定の後、3年以内に移行)

医療法人

- 持分あり医療法人：約4万法人

【定款】

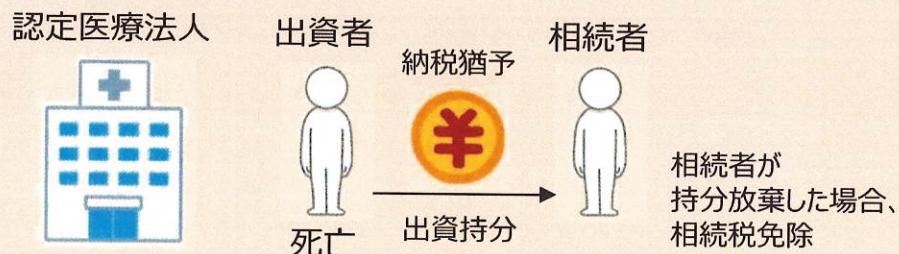
(出資の払戻)

社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

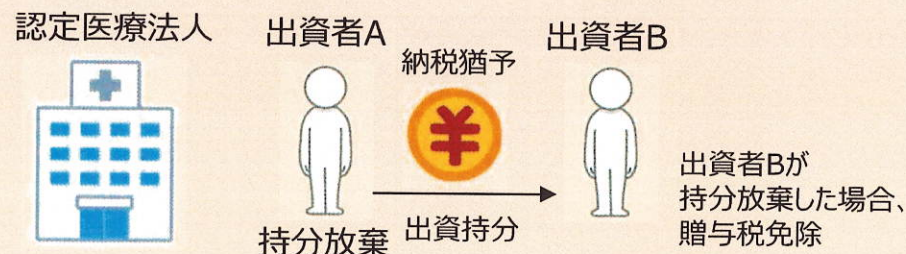
- 持分なし医療法人：約1万5千法人

【認定医療法人のメリット】

① 相続税の納税猶予



② 贈与税の納税猶予



2. 要望内容

(延長要望)

- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の適用期間（平成29年10月1日から令和2年9月30日）を延長する。（3年間）

(拡充要望)

- 急な相続に対応するため、相続税の納税猶予期間の緩和措置を講ずる。

医師少数区域等における医療法人の承継税制の創設

(相続税、贈与税)

1. 現状

- 医師少数区域等においては、人口減少による潜在的な患者数が減少しており、医療機関の経営者はリタイアを契機として、医療事業の継承をせずに廃業する可能性が高まっている。
- 医師少数区域等にある医療機関が廃業した場合、医師をはじめとする医療従事者等を新たに確保することは困難であり、地域住民へ甚大な影響を与える。
- 地域医療の確保の観点から、医師少数区域等にある医療機関が廃業することなく、医療事業を継続するよう支援する必要がある。

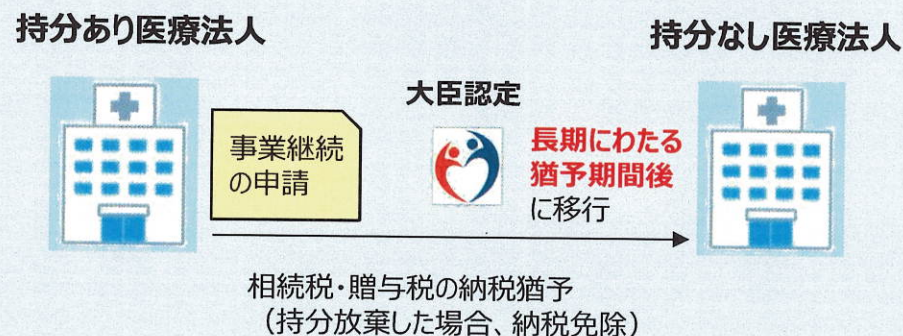
2. 要望内容

医師少数区域等にある医療機関について、一定期間の事業継続等を要件として、医業継続に係る相続税、贈与税の納税猶予等の特例措置を講ずる。

(現行制度：認定医療法人制度)



(医師少数区域等における特例措置)



基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

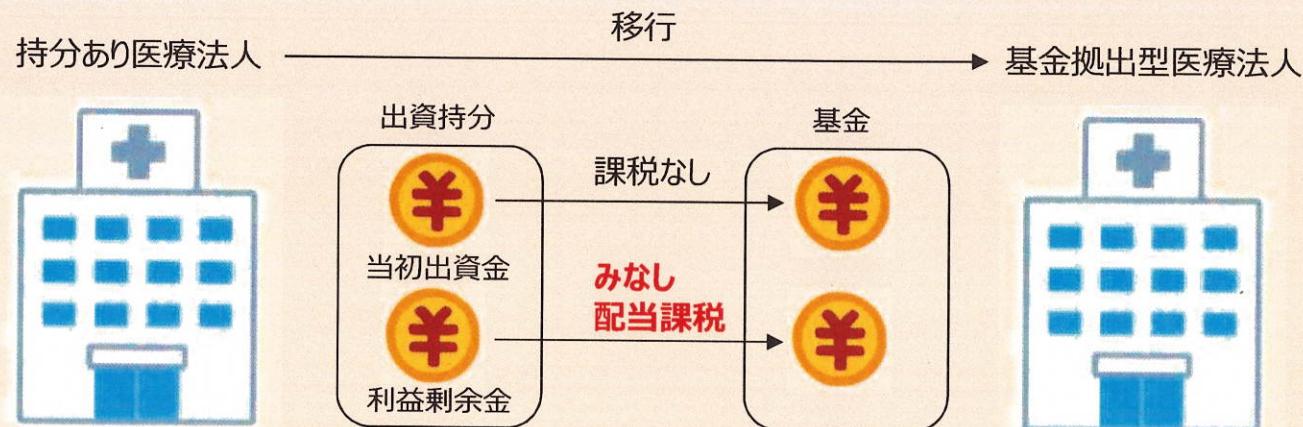
(所得税、個人住民税)

1. 現状

- 持分なし医療法人には、金銭等の財産を基金として拠出することで資金調達を行う「基金拠出型医療法人」がある。
- 持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する場合、持分を基金として拠出することとなるが、その一部が配当所得とみなされ課税されるため、円滑な移行に障害が生じている。

基金拠出型医療法人

- 持分なし医療法人のなかで、法人の資金調達手段として定款中に基金に関する条項を持つもの。
- 基金とは、法人設立等にあたり拠出された金銭等の財産を指し、法人は定款の定めるところにより拠出者に返還義務を負う。
- 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。



2. 要望内容

持分なし医療法人への移行を促進するため、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際、基金が払い戻しされるまでの間、みなし配当課税を納税猶予する特例措置を講ずる。

1. 現状

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や取組支援等を行う「健康サポート薬局」の制度が、平成28年10月より施行された。
(令和元年6月末時点で全国で1,432の薬局が健康サポート薬局として届出)
- 「健康サポート薬局」を推進するため、「健康サポート薬局」の要件の一つである、間仕切り等で区切られた相談窓口の設置や、要指導医薬品等の供給体制に必要な設備にかかる増改築の負担を軽減する必要がある。

(健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準)

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能
 - 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
 - 患者からの電話相談等への24時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
 - かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築
- 健康サポート機能を有する薬局の機能 …かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に**加え**、以下の機能が必要
 - 地域における関係機関等との連携体制の構築
 - 薬剤師の資質確保
 - 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置**
 - 健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
 - 要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
 - 平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
 - 健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

<相談窓口の例>



2. 要望内容

(延長要望)

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局の取組を推進するため、中小企業者が健康サポート薬局の用に供する不動産を取得した場合、不動産取得税を減免する特例措置の適用期限を2年延長する。

(拡充要望)

- 特例措置の対象を**地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局**に拡充する。

「地域連携薬局」…入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に、地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

「専門医療機関連携薬局」…がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局

※ 第198回通常国会に、これらの薬局制度の新設を含む医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正案を提出済。
当該薬局制度部分は2021年度に施行予定。

認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充

(消費税、地方消費税)

1. 現状

- 認可外保育施設の質を確保し、子どもの安全確保を図る観点から、認可外保育施設のうち、以下の要件をいずれも満たす施設においては、その利用料にかかる消費税が非課税となっている。
 - 1日に保育する乳幼児の数が**6人以上**の施設
 - 各都道府県知事等から、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設

施設の種類	認可保育施設	認可外保育施設	
		乳幼児の数 6人以上 + 指導監督基準を満たす	乳幼児の数 5人以下 ① 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター） ② 認可外の家庭的保育事業
利用料にかかる消費税	非課税	非課税	課税

2. 要望内容

- 今般、幼児教育・保育の無償化を契機に、認可外保育施設の更なる質の確保・向上を図ることとしている。具体的には、**以下の基準を新たに創設し、これに基づき、都道府県等が指導監督を実施していくこととしている。**
 - ① 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）
 - ② 認可外の家庭的保育事業（1日に保育する乳幼児の数が**5人以下**）
の職員に係る資格・研修受講の基準

(拡充要望)

- 認可外保育施設に対する更なる指導監督の充実を図ることに伴い、指導監督基準を満たし、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設が対象となっている認可外保育施設の利用料に係る**消費税非課税措置**について、**1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設も対象とする。**

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

(所得税、法人税)

1. 現状

障害者を多数雇用する
事業所



人数要件

次の①～③の要件のうちいずれかを満たすこと。

- ①従業員に占める障害者の割合が50%以上(※1)
- ②雇用している障害者数が20人以上(※1)であり、かつ従業員に占める障害者の割合が25%以上(※1)
- ③法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上(※2)であり、かつ雇用障害者に占める重度障害者等(※3)の割合が55%以上(※2)

(公共職業安定所長が発行する証明が必要)

割増償却

普通償却費

+

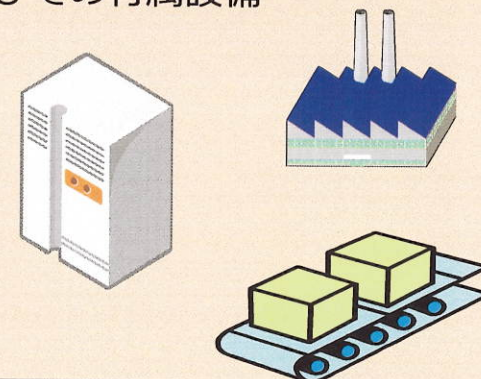
普通償却限度額の24%
(工場用建物及び施設は32%)

- ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント(ダブルカウント)、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

減価償却資産

次の①②に掲げるもので、減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等

- ①障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置
- ②障害者が労働に従事する事業所にある工場用の建物及びその付属設備



2. 要望内容

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、**障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長**する。

1. 現状

- 多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、企業年金・個人年金の充実が重要である。
- 現役世代の働き方・ライフコースが多様化しており、企業年金・個人年金を取り巻く環境は変化している。また、人生100年時代の到来を迎え、高齢期の長期化と就労の拡大・多様化を受けた対応が公的年金のみならず企業年金・個人年金でも必要である。
- こうした状況に対応するため、企業年金・個人年金の在り方について、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

2. 要望内容

企業年金・個人年金制度等については、現在、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

1. 要望の背景

【企業年金等に関する税制】

拠出時	運用時	給付時
非課税	積立金への特別法人税課税	課税（公的年金等控除又は退職所得控除の対象）

- 企業年金等の積立金に課税される**特別法人税**は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、**平成11年度より課税凍結中**（令和元年度末が凍結期限）
- 仮に企業年金等に特別法人税が課税された場合**、あらかじめ備える積立金が減少して積立状況の悪化につながり、**制度の持続性・健全性が著しく損なわれる**。
- また、特別法人税は、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、年金資産の運用に著しい影響があることから、**企業年金等の普及の大きな阻害要因となる**。

(参考1：特別法人税の考え方)

事業主が掛金を負担している企業年金等の積立金に対して課税される法人税。掛金の拠出時点に給与所得として課税すべきところ、給付時点まで課税の繰延べを行うことに伴う利益に対し課税を行うというのが基本的な考え方。（積立金全体に対して1.173%の税が課される。）

(参考2：課税対象となる積立金の状況)

確定給付企業年金：約63兆円（平成30年度）

確定拠出年金：約13兆円（平成29年度） 等

(参考3：企業年金等の種類)

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金のほか、私立学校教職員共済（文科省所管）等がある。

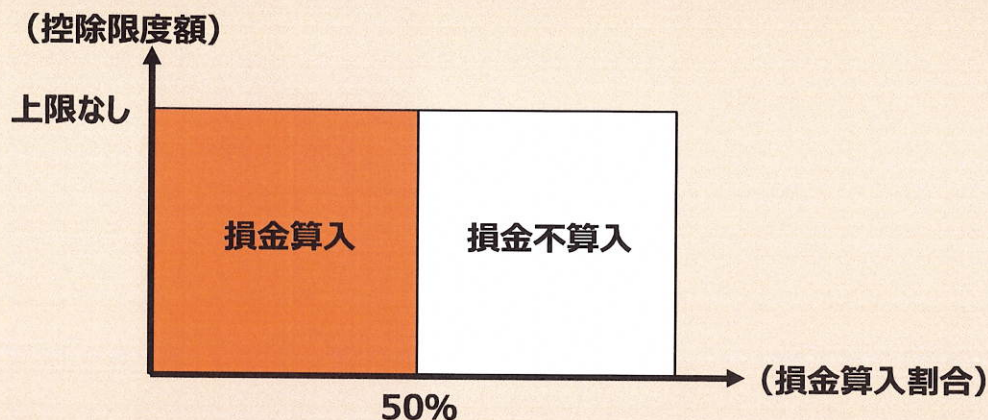
2. 要望内容

企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、**これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する**。（撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。）

1. 現状

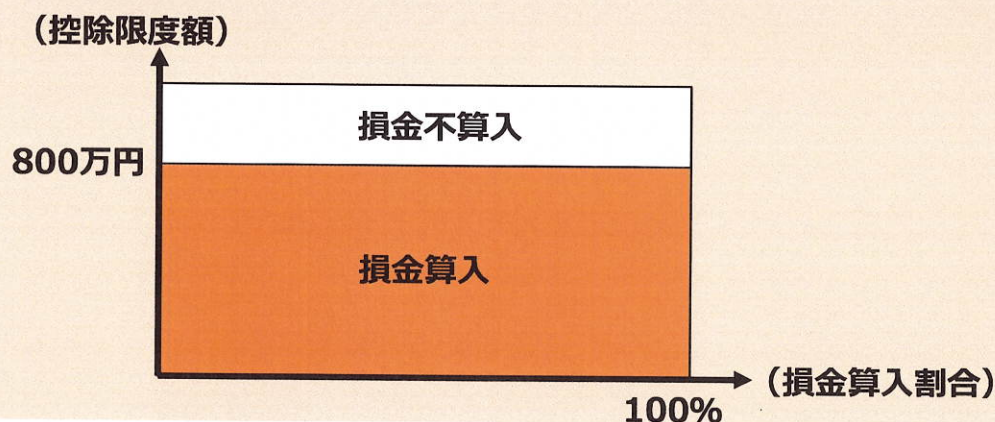
交際費（飲食費や贈答品の費用等）については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。
※中小企業については、①②のいずれかを選択。

① 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業）



(参考) 社内接待費
・ 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用

② 交際費を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）



2. 要望内容

飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業）及び交際費（飲食費や贈答品の費用等）を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その**適用期限を2年延長する**。